日本大学歯学部同窓会

第１回　青年部・保険コラボ企画

「カルテ記載および歯周病治療の算定について」

社会保険診療報酬支払基金神奈川支部審査委員
神奈川県日本大学歯科同窓会理事
日本大学歯学部同窓会常任理事（医療保険担当）

星野淳一郎 (学部46)

請求の6法全書

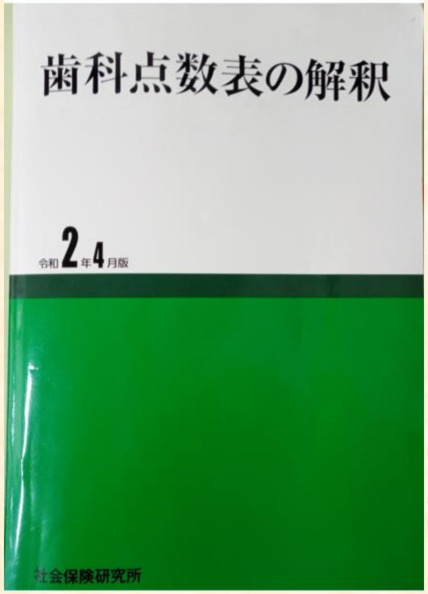

告示　　通知

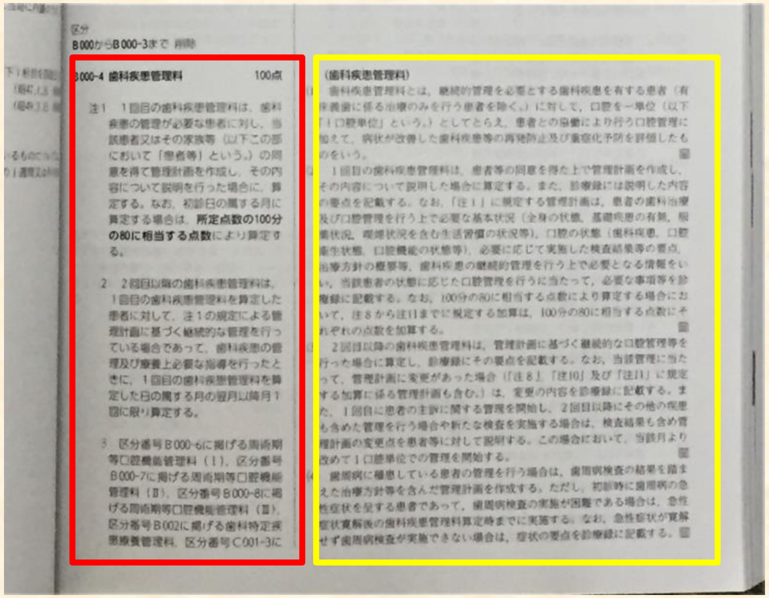

項目　　ルール

カルテ記載 I

総論的事項について

カルテ記載(原則)

①再初診の際に別綴じで1号用紙から開始する事は可
当然、保険証変更等の場合も可です。

②1号用紙に保険証のコピーを貼る事は不可。
保険証をコピーする様式のものは可です。

③第1面は部位、傷病名、開始・終了年月日、転帰、
歯式、主訴、現症その他をしっかり記載してください。

「口腔内所見(歯式)」の欄

- 初診時の口腔内状態(治療に着手する前の状態)を記録
- う蝕の状態・欠損の状態・歯冠修復及び欠損補綴の状態等を1歯単位で記載
- その他必要に応じて口腔診査の所見等も記載

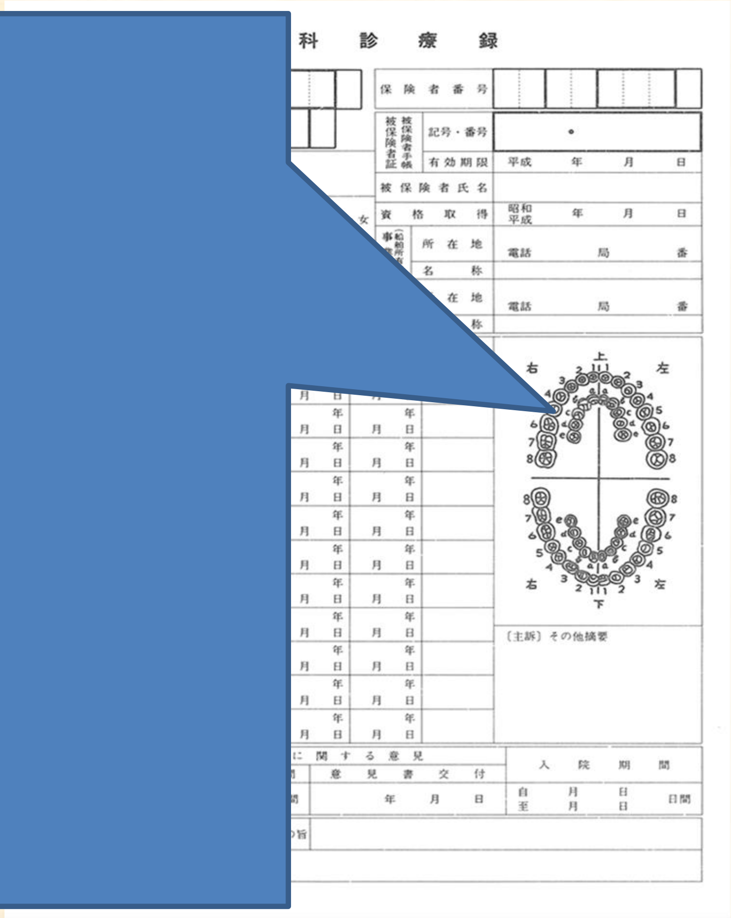

「主訴、その他摘要」の欄

・予診表の内容を元に十分に問診して記載

・主訴は患者の表現する言葉で記載

・必要に応じて全身の症状、現症、既往歴
等についても記載

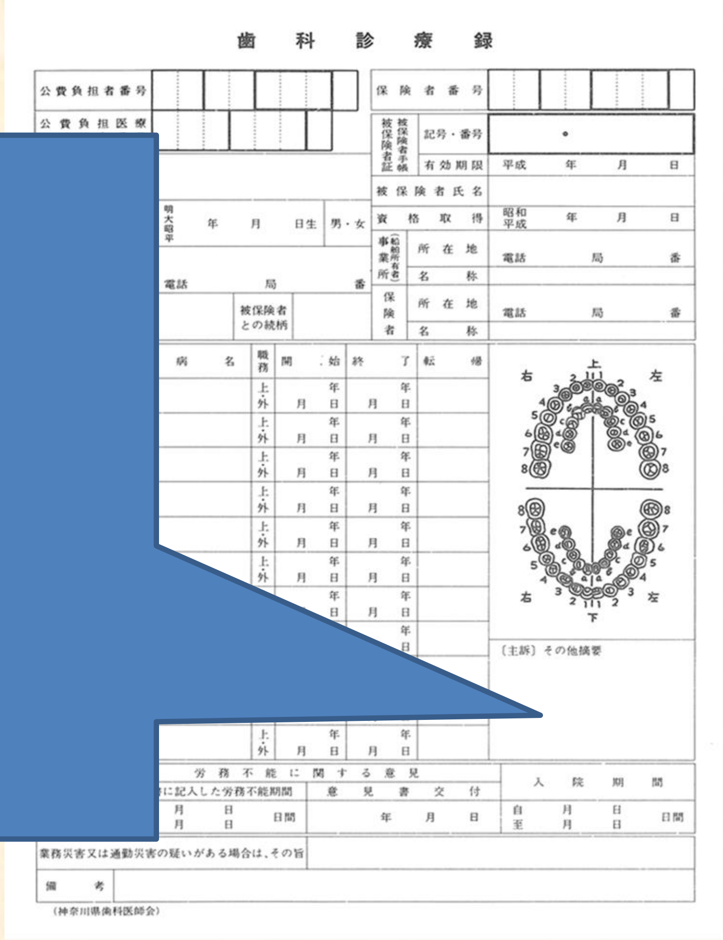

歯　科　診

公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	

受診者　氏名
生年月日　明 大 昭 平　年　月　日生　男・
住所　電話　局
職業　被保険者との続柄

部位　傷病名
上・外　月　日　年　月
業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨
備考
(神奈川県歯科医師会)

「部位・傷病名」の欄

・病名漏れのないように

病名はレセプトの略称ではなく、正式に記載

◆Cの場合→C_1、C_2、C_3（保存）、

C_4（抜歯、残根削合）

◆Ceの場合→C病名とは別に記載

◆Pの場合→P_1、P_2、P_3（保存）、P_3（抜歯）

◆Pulの場合→Pulの種類を（C_3急化Pul等）

◆Perの場合→Perの種類を（C_3慢化Per等）

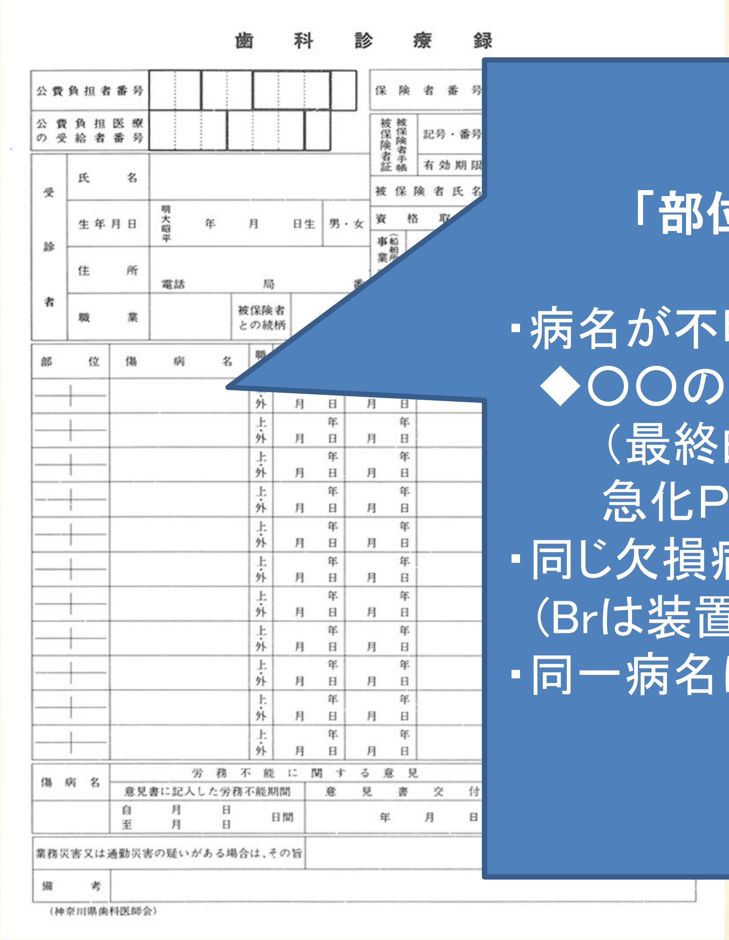
歯科診療録

公費負担者番号
公費負担医療の受給者番号
保険者番号
被保険者証・被保険者手帳 記号・番号
有効期限
被保険者氏名
資格取得
事業所（船舶所有者）
受診者 氏名
生年月日 明大昭平 年 月 日生 男・女
住所 電話 局 番
職業 被保険者との続柄
部位 傷病名 職務 上・外 月 日 年 月 日
傷病名 労務不能に関する意見
意見書に記入した労務不能期間 自 月 日 至 月 日 日間
意見書交付 年 月 日
業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨
備考
（神奈川県歯科医師会）

「部位･傷病名」の欄　　続き

･病名が不明又は変更の場合
◆〇〇の疑い、〇〇部の疼痛、
（最終的には確定診断をする）
急化Pul、慢化Per、歯根破折等
･同じ欠損病名でも義歯とブリッジは分けて記載
（Brは装置毎に記載）
･同一病名は、同一歯式にまとめて記載しても可

主なカルテとレセプトの傷病名欄の略称

カルテ	レセプト
C_1、C_1” C_2、C_2” C_2単Pul（歯髄保存） C_3、C_3”	C
C_4	C_4
C_3急化Pul C_3潰Pul C_3増Pul C_3壊Pul C_0急化Pul C_2単Pul（歯髄処置）	Pul
C_3急化Per C_3慢化Per C_3急単Per	Per
C_3Puエシ C_3Puエソ	Puエシ Puエソ
単G	G
○○性Stom	Stom
○○によるDul	Dul
P_1～P_3	P

歯　科　診　療　録

公費負担者番号
公費負担医療の受給者番号
保険者番号
被保険者証 被保険者手帳　記号・番号
有効期限　平成　年　月　日
受診者　氏名
生年月日　明 大 昭 平　年　月　日生　男・女
住所　電話　局　番
職業　被保険者との続柄
被保険者
資格取得
事業所（船舶所有者）　所在地　名称
保険者
部位　傷病名　職務　開始
上・外　月　日　年　月　日
傷病名　労務不能に関する意見　入院期間
意見書に記入した労務不能期間　意見書交付
自　月　日　至　月　日　日間　年　月　日　自　月　日　至　月　日　日間
業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨
備考
（神奈川県歯科医師会）

「職務」の欄

・船員に関して職務上の事由による場合、『上』に〇を付ける

・職務外のものには『外』に〇を付ける

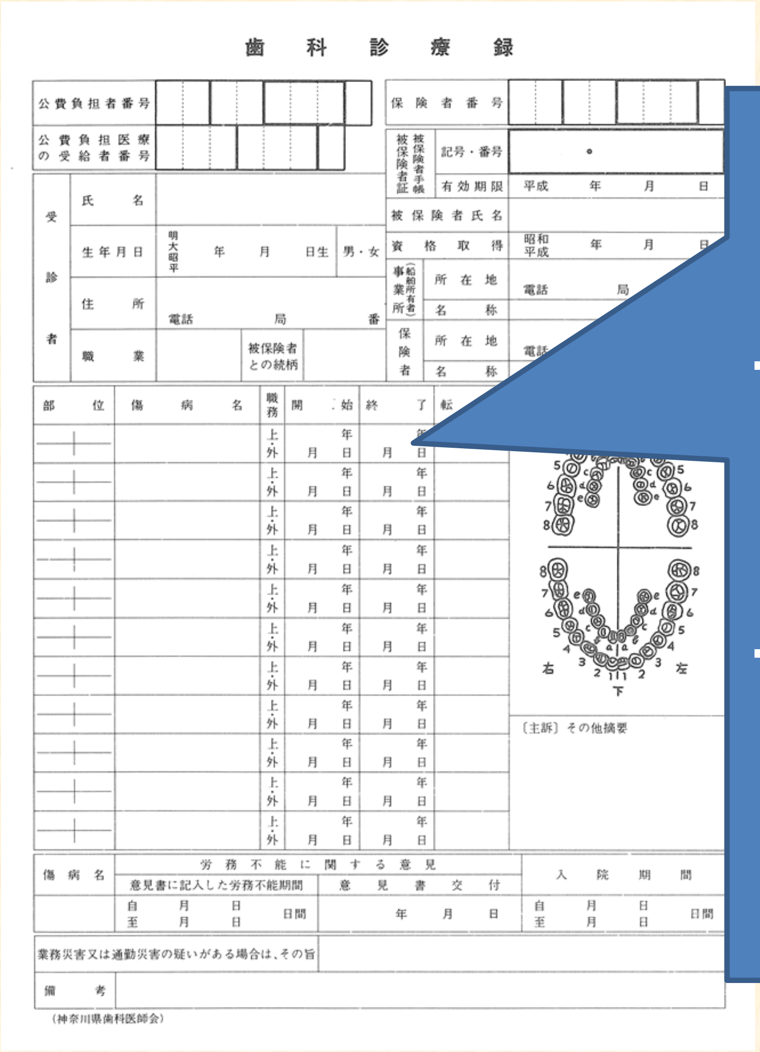

歯　科　診　療　録

公費負担者番号
公費負担医療の受給者番号
保険者番号
被保険者証・被保険者手帳　記号・番号
有効期限　平成　年　月　日
被保険者氏名
資格取得　昭和 平成　年　月　日
事業所（船舶所有者）　所在地　電話　局
名称
保険者　所在地　電話
名称

受診者
氏名
生年月日　明 大 昭 平　年　月　日生　男・女
住所　電話　局　番
職業　被保険者との続柄

部位	傷病名	職務	開始	終了	転
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	
		上・外	年 月 日	年 月 日	

右　左　下
〔主訴〕その他摘要

傷病名	労務不能に関する意見		入院期間
	意見書に記入した労務不能期間	意見書交付	
	自　月　日 至　月　日　日間	年　月　日	自　月　日 至　月　日　日間

業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨

備考

（神奈川県歯科医師会）

「開始･終了」の欄

・開始年月日は、それぞれ傷病名欄の項に記載
◆最初の日付で代表して後を省略しない

・終了年月日は、それぞれ傷病名欄の項に記載
◆全部の傷病が終了した年月日を最後の日付で代表して記入しない

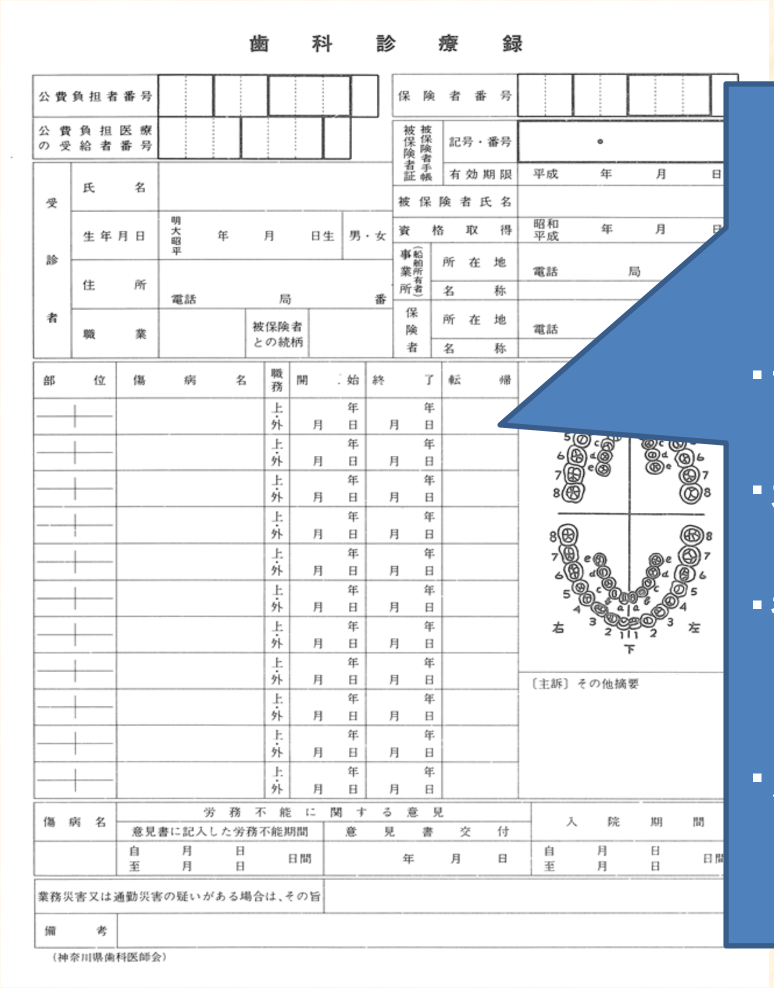
歯科診療録

公費負担者番号
公費負担医療の受給者番号
保険者番号
被保険者証・被保険者手帳 記号・番号
有効期限 平成 年 月 日
被保険者氏名
資格取得 昭和 平成 年 月 日
事業所(船舶所有者) 所在地 名称 電話 局
保険者 所在地 名称 電話
受診者 氏名
生年月日 明 大 昭 平 年 月 日生 男・女
住所 電話 局 番
職業 被保険者との続柄
部位 | 傷病名 | 職務 | 開始 | 終了 | 転帰
上 外 月 年 日 月 年 日
右 左 下
〔主訴〕その他摘要
傷病名 労務不能に関する意見
意見書に記入した労務不能期間 自 月 日 至 月 日 日間
意見書交付 年 月 日
入院期間 自 月 日 至 月 日 日間
業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨
備考
（神奈川県歯科医師会）

「転帰」の欄

・一連の処置が終了 →『治癒』

・未来院請求 →『中止』

・都合で他の医療機関に転医
→『転医』

・患者が死亡 →『死亡』

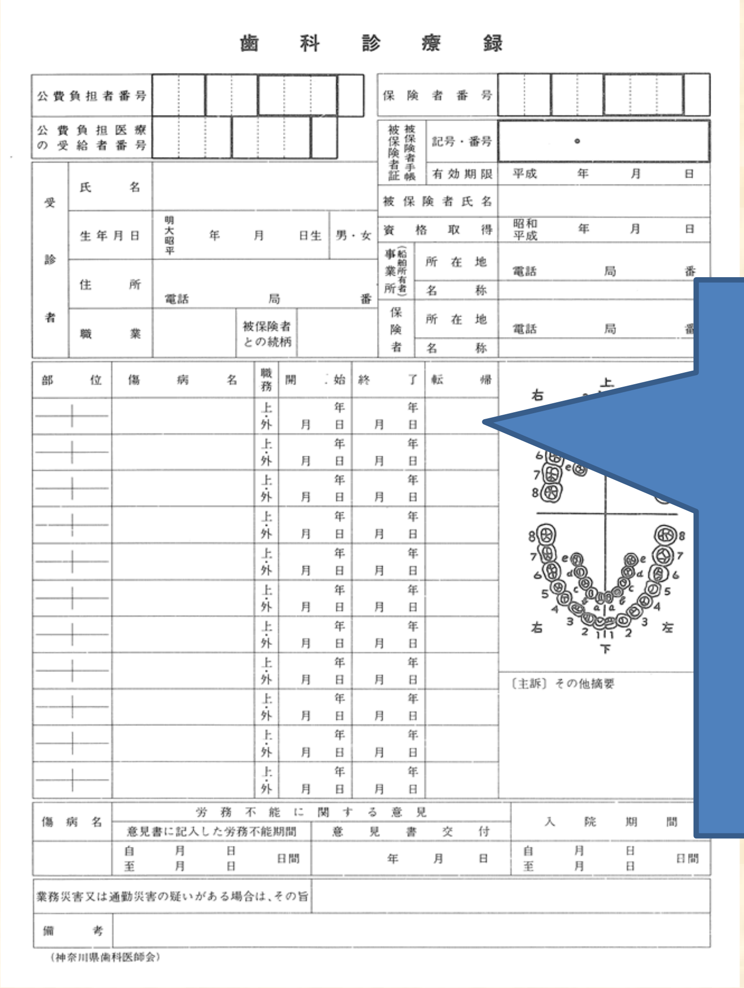

「転帰」の欄記載の重要性

再来院時に「初診料」を算定できるか否かの判断基準になります。

④複数の歯科医がいる場合、診療終了ごとに各自が署名

単独の歯科医であっても、**レセコン印刷カルテの場合**は氏名記載の上、押印(or署名)

月日	部　位	療　法　・　処　置	点数	負担金 徴収金
8/10		再　診		
		△△△△△△△△△△△△△△△	○○	
		10日分計　県歯太郎　県歯	1,023	¥3,070 入金

⑤鉛筆書き、メモ書き、欄外への記載、空行等は不可

⑥ぬりつぶしや修正液や修正テープ等ではなく、二本線で訂正

月日	部　　位	療　　法　・　処　　置	点数	負担金 徴収金
8/10		再　　診		
	6	~~咬合調整~~　〇月〇日修正	~~40~~	
		△△△△△△△△△△△△△△△	〇〇	

⑦レセコンカルテの印刷を診療ごと(日ごと)に行っていますか？

⑧未収金ありの場合の記載例

月日	部　　位	療　　法 ・ 処　　置	点数	負担金 徴収金
8/10		再　　診 ＋ 明　　細	57	
	⏌6	○○○○○○○○○○○○○○○	438	
		△△△△△△△△△△△△△△△	60	
		10日分計　県歯花子　(県歯)	555	¥1,000入金 ¥　670未収

カルテ記載Ⅱ

カルテ記載

その日の治療にいたる**根拠をカルテに記録**しましょう。
その根拠の部分をS･O･A･Pに分けて書くことからSOAPと呼ばれています。

- **S**：Subjective（主訴） ＝ 患者さんの訴え、自覚症状などを医師がお聞きします。
- **O**：Objective（所見） ＝ 視診、触診、検査などを行い、現在の状況を確認します。
- **A**：Assessment（診断） ＝ 主訴、所見から患者さんの症状を診断します。
- **P**：Plan（治療計画） ＝ 診断結果から治療計画を提案し、患者さんと共に治療内容をきめていきます。

50歳代の歯周病患者の治療･管理･連携をイメージしカルテ記載に沿って解説します。

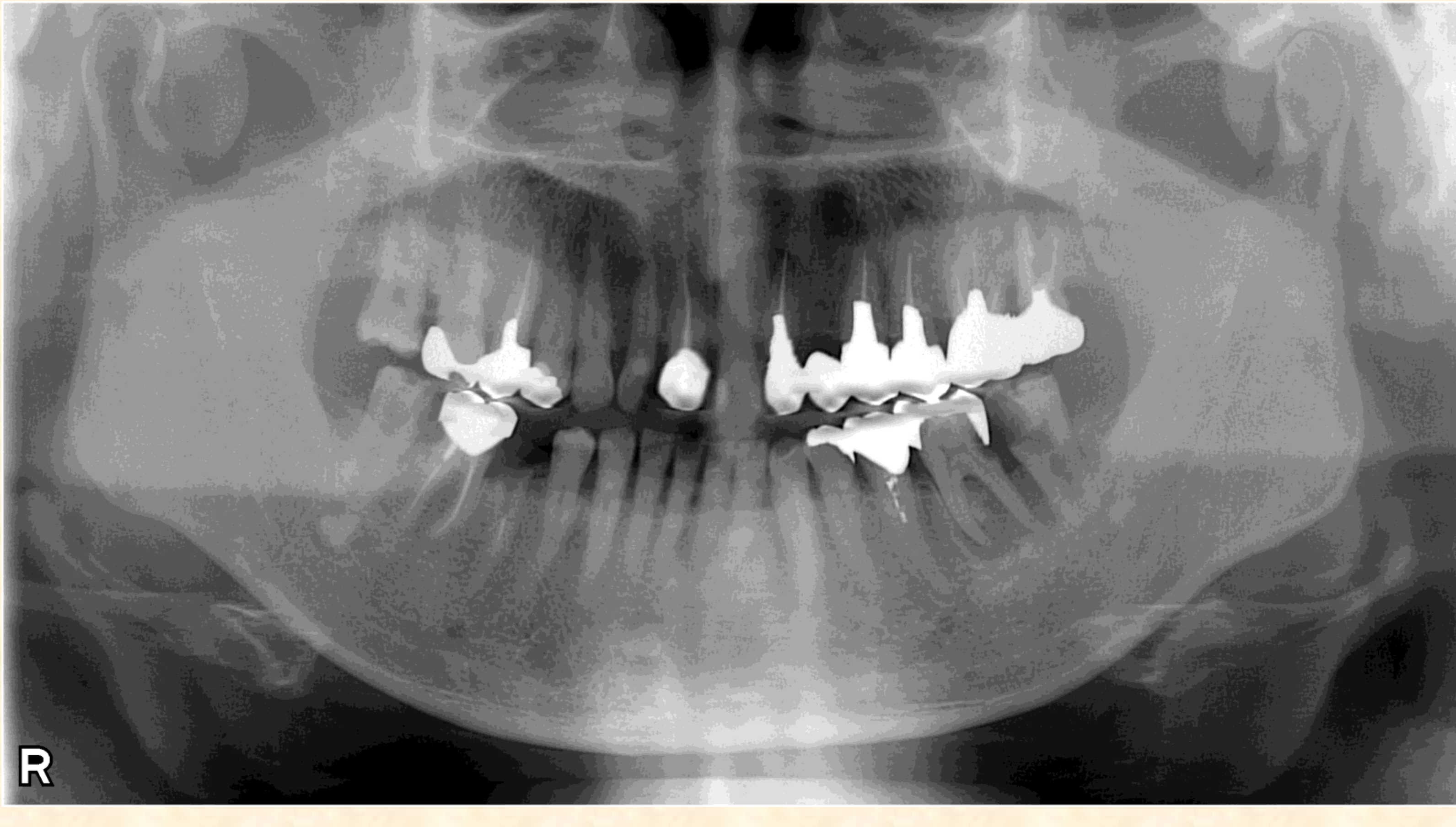

歯周病検査

指導時のポイント
（カルテに検査結果の記載が十分にされているかを見ている）

・歯周基本検査に歯の<u>動揺度、ポケット測定の値は</u>記載があるか

・<u>前回の検査からの間隔が短期間</u>であり、
治療等の効果・検査結果等の評価が不十分ではないか

動揺度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ＥＰＰ		3	3	2	2	4	2	2	2	3	2	4	4	4	4	
	×	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	×
ＥＰＰ		4	4	3	2	2	2	2	2	2	3	4	4	7	5	
動揺度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	

（注意）
歯の動揺度<u>が無い場合</u>は、**0**と記載する
空欄は測定なしと見做される

歯周精密検査の算定要件

・４点法or6点法による歯周ポケット測定

・プロービング時の出血の有無

・歯の動揺度検査

・プラークチャートによるプラークの付着状況の検査

歯周病検査

P基検とP精検

動揺度は**ゼロも記載**する

1点法以上のポケット測定

プロービング時の**出血点を記録**する

PCRを記載する

4点法以上のポケット測定

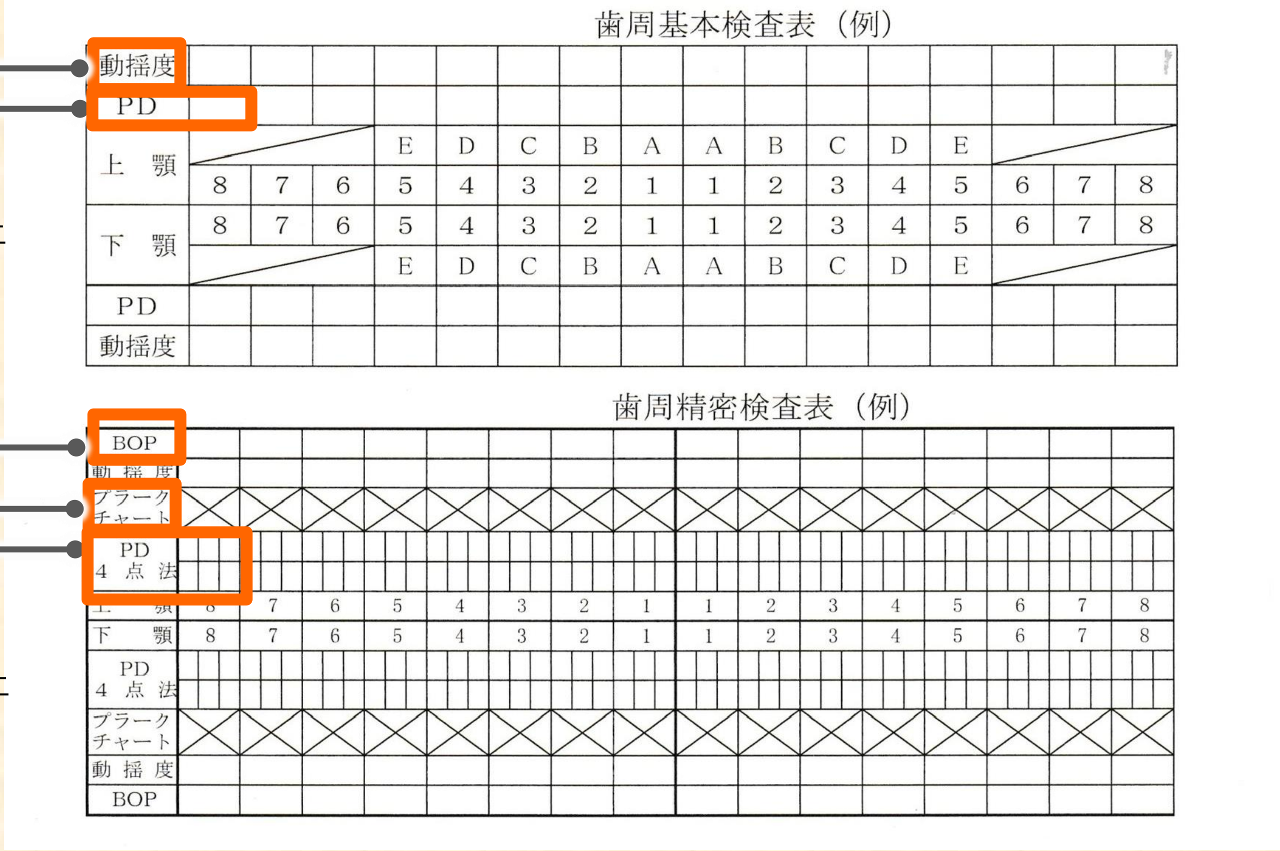

歯周基本検査表（例）

動揺度																
PD																
上　顎				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
下　顎	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			
PD																
動揺度																

歯周精密検査表（例）

BOP																
動揺度																
プラークチャート																
PD 4点法																
上　顎	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
下　顎	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
PD 4点法																
プラークチャート																
動揺度																
BOP																

歯周病検査

P混検

プラークチャート等を用いて**プラークの付着状況**を確認

・**ポケット測定は不要**
・プロービング時の**出血点を記録**する

発赤・腫脹・歯石の有無を確認する

混合歯列期歯周病検査（P混検）表（例）

発赤・腫脹														
歯石														
プラーク	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
BOP														
上顎			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7
下顎	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7
			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
BOP														
プラーク	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
歯石														
発赤・腫脹														

・出血：✔　・歯石沈着：✔　・歯肉発赤・腫脹：発赤○腫脹×　・発赤・腫脹の両方⊗

歯周病検査

検査項目の違い

	プロービング	BOP	動揺度	PCR	発赤・腫脹・歯石の確認
P基検	1点法	—	○	—	—
P精検	4点法	○	○	○	—
P混検	—	○	—	○	○

混合歯列期の算定	検査後のSRP	検査後のP重防・SPT算定
○（永久歯のみ）	○	○
△（増殖性歯肉炎）	○	○
○	×	×

A：Assessment（診断）

病名「P_1」or「P_2」

歯周病治療のカルテ記載

歯周病検査
　混合歯列期歯周病検査
　歯周基本検査
　歯周精密検査

カルテ

ここが重要

・**結果を記載。**（別紙記載可）
・**結果を基にした治療計画の要点を記載。**

歯周治療

- 歯周基本検査の結果と治療計画の要点を診療録に記載
- 治癒の判断、治療計画の修正等を的確に行う
- 検査結果とその後の治療の整合性がない
- 処置から、次の歯周組織検査までの間隔が短い

- 歯周治療と併行して行った歯冠修復又は欠損補綴

- 暫間固定（簡単なもの）の不適切な算定

⇒ ［ 動揺度0の検査結果後、TFix ？
固定方式、材料の記載がない

- 機械的歯面清掃処置について
　歯科衛生士が行った場合に 歯科衛生士の氏名が
診療録に記載されていない

歯周病検査において
算定要件を満たしていない

歯周病検査において
算定要件を満たしていない

検査結果は異常なしでも「０」「–」など必ず記入
空欄は検査を実施していないと判断され
返還の対象となる

歯周病検査において
算定要件を満たしていない

歯周精密検査

- ４点法以上の歯周ポケット検査
- プロービング時の出血の有無
- 歯の動揺度検査
- プラークチャートを用いてのプラークの付着状況の検査

歯周病検査において算定要件を満たしていない

混合歯列期歯周病検査

・プラークチャートを用いてのプラークの付着状況の検査
・歯石の沈着の有無
・歯肉の発赤・腫脹の状態の確認
・プロービング時の出血の有無

歯周病と補綴治療

指導においては歯周病患者の補綴治療は当該歯の病状安定後あるいは治癒後を原則としている。

必要があれば、検査前に画像診断を行っても良い

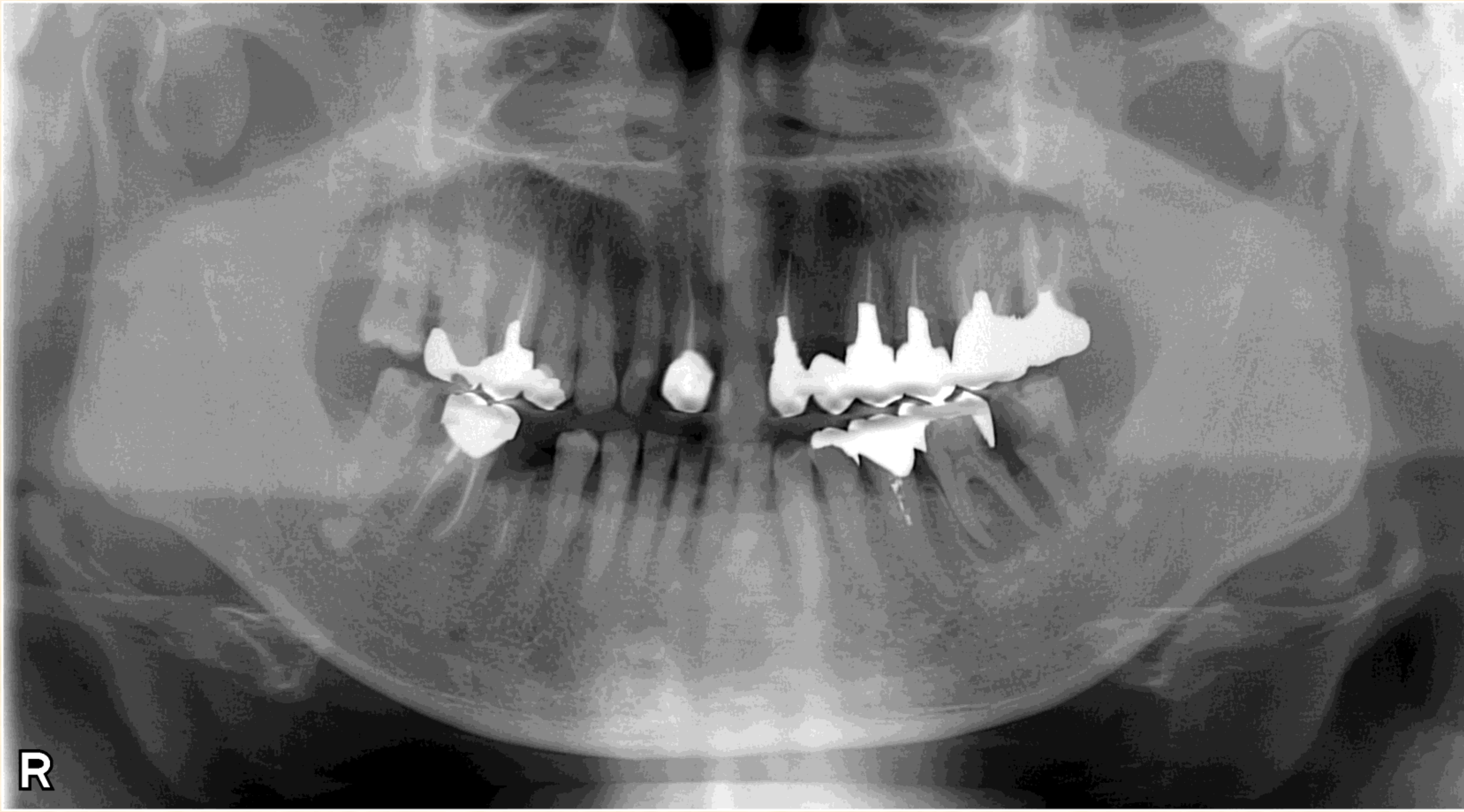

歯科疾患管理料

歯科疾患管理料（歯管）

初診月	２月目	３月目	4月目～ ６月目	７月目	８月目
歯管**80点**	歯管100点	歯管100点	歯管100点	歯管100点 ＋ **長期100点**	歯管100点 ＋ **長期100点**

長期管理加算
イ　か強診の場合　＋120点
ロ　イ以外の保険医療機関の場合　＋100点

●初診月から起算して、６か月を超えて歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行った場合、**長期管理加算として歯管に加算できます。**

●１回目の歯管の算定を起算とせず、初診料を算定した月が起点となります。

P：Plan（治療計画）

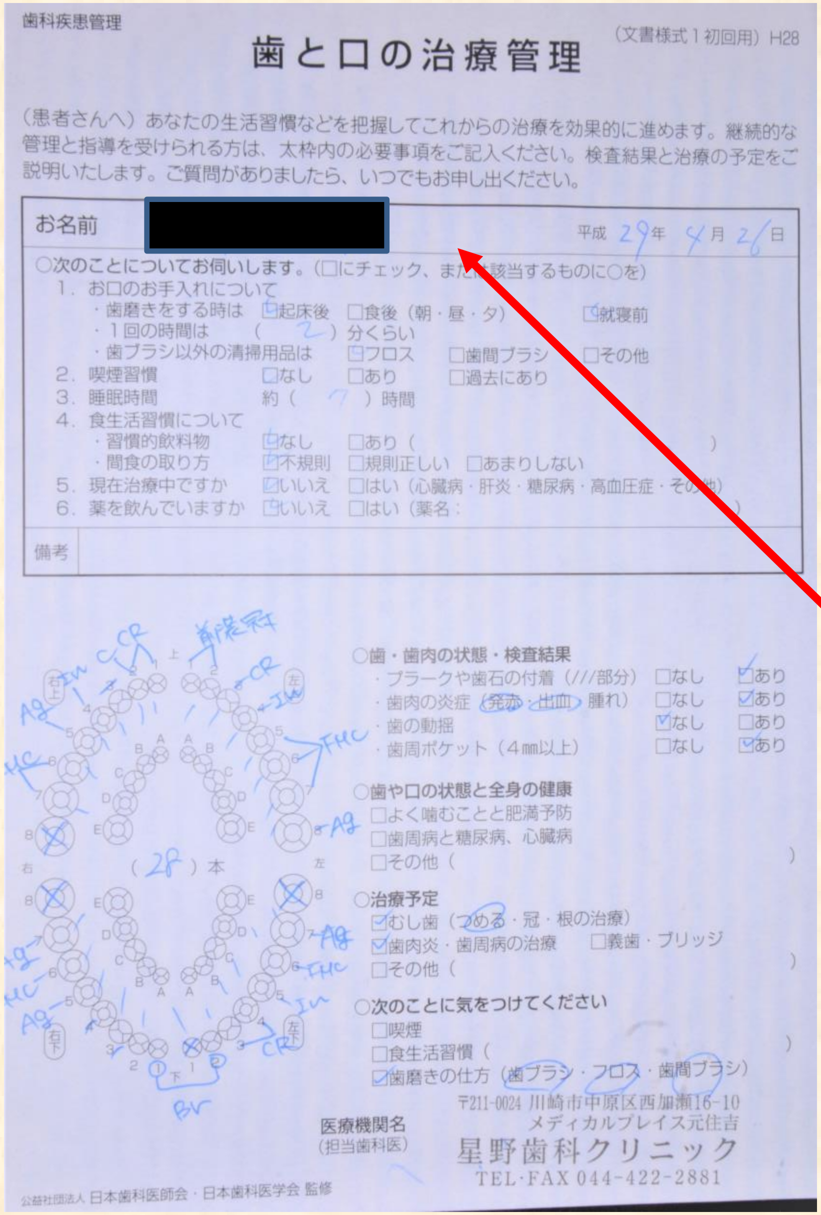
歯科疾患管理

歯と口の治療管理　（文書様式1 初回用）H28

（患者さんへ）あなたの生活習慣などを把握してこれからの治療を効果的に進めます。継続的な管理と指導を受けられる方は、太枠内の必要事項をご記入ください。検査結果と治療の予定をご説明いたします。ご質問がありましたら、いつでもお申し出ください。

お名前 [redacted]　平成 29年 4月 26日

○次のことについてお伺いします。（□にチェック、または該当するものに○を）

1. お口のお手入れについて
・歯磨きをする時は ☑起床後 □食後（朝・昼・夕） ☑就寝前
・1回の時間は （ 2 ） 分くらい
・歯ブラシ以外の清掃用品は ☑フロス □歯間ブラシ □その他
2. 喫煙習慣 ☑なし □あり □過去にあり
3. 睡眠時間 約（ 7 ）時間
4. 食生活習慣について
・習慣的飲料物 ☑なし □あり（ ）
・間食の取り方 ☑不規則 □規則正しい □あまりしない
5. 現在治療中ですか ☑いいえ □はい（心臓病・肝炎・糖尿病・高血圧症・その他）
6. 薬を飲んでいますか ☑いいえ □はい（薬名： ）

備考

（28）本

○歯・歯肉の状態・検査結果
・プラークや歯石の付着（///部分） □なし ☑あり
・歯肉の炎症（発赤・出血・腫れ） □なし ☑あり
・歯の動揺 ☑なし □あり
・歯周ポケット（4mm以上） □なし ☑あり

○歯や口の状態と全身の健康
□よく噛むことと肥満予防
□歯周病と糖尿病、心臓病
□その他（ ）

○治療予定
☑むし歯（つめる・冠・根の治療）
☑歯肉炎・歯周病の治療 □義歯・ブリッジ
□その他（ ）

○次のことに気をつけてください
□喫煙
□食生活習慣（ ）
☑歯磨きの仕方（歯ブラシ・フロス・歯間ブラシ）

医療機関名（担当歯科医）
〒211-0024 川崎市中原区西加瀬16-10
メディカルプレイス元住吉
星野歯科クリニック
TEL·FAX 044-422-2881

公益社団法人 日本歯科医師会・日本歯科医学会 監修

歯科疾患管理料

文書提供を行わない

・文書提供を行わない場合でも算定が可能ですが、管理計画の内容をカルテに記載する必要があります。

・お名前の欄は、患者・家族等から聞き取りをして医療機関の**職員等が記入することができる**。

文書提供時

・文書提供した場合は＋10点加算できます。

・文書提供した場合は、提供文書の写しをカルテに添付すれば、管理内容の記載はいりません。

・**複写紙が便利。一枚目（原本）を患者に提供**

歯科疾患管理料算定のポイント

「P」「G」の管理計画書には、「歯周検査」の結果を踏まえ治療方針を記載する。

→検査のない歯管算定は不可

「C」「顎関節症」「Hys」「歯ぎしり」「Mal」「Stom」「（特疾患でない）舌炎」「WSD」「外傷性の脱臼」「萌出難生」「カンジダ症」等の病名での歯管算定は可

Q：「C」等の病名で歯管算定後「P」を含めた管理を行う場合は？

A：歯周検査後、翌月の歯管算定時に管理計画を作成（カルテ記載or文書提供）
→管理計画の変更があるため

「MT」「Dul」「義歯不適合」「義歯破損」「床下粘膜異常」等の
有床義歯に関わる病名のみでの歯管算定は不可

歯周病治療の算定の流れ

初診

↓

歯周病検査　画像診断

↓

歯科疾患管理料にて継続的な管理を行う
（治療計画の立案）

↓

機械的歯面清掃：歯管を算定した患者に実施する

↓

歯周基本治療（SC,SRP）の開始

I030　機械的歯面清掃処置　(72点)

要件変更

連月の算定ができる場合		連月の算定ができる場合
1. 特、特導を算定した患者 2. 妊娠した患者 3. 医科から診療情報を文書提供された糖尿病患者	→	1. 歯科診療特別対応加算1,2,3を算定した患者 2. 妊娠した患者 **3. 根面う蝕管理料の口管強を算定した患者 ※** **4. エナメル質初期う蝕管理料の口管強を算定した患者** 5. 医科から診療情報を文書提供された糖尿病患者

ポイント

- 口管強の医療機関において、**根C管**《※特に歯清が必要と認められる患者（多剤服用患者、唾液分泌量の低下が認められる患者等)》、**Ce管**で管理している患者は**月1回算定可能**
- 口管強の医療機関が根面う蝕で月１回算定する場合はレセプト摘要欄に理由の記載が必要

歯周病治療のカルテ記載

機械的歯面清掃処置（歯清）

カルテ

・歯科衛生士が行った場合は歯科衛生士の氏名を記載する。

（DHが実施した場合、業務記録簿が必要）

・使用した研磨用ペースト名

歯周基本治療の流れ

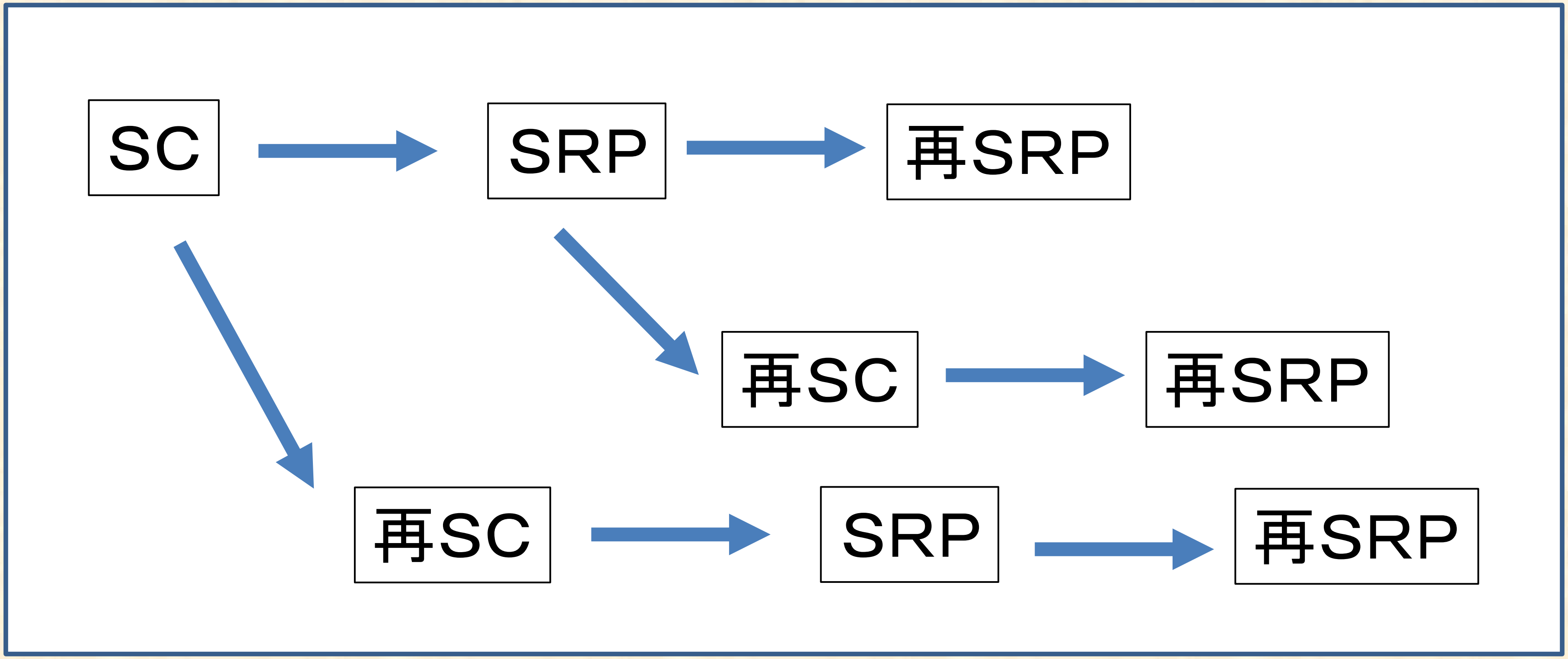

どのルートでも算定可

薬物送達療法後の再SRP・再Pcurは不可（P処（糖）の場合は可）

J063 歯周外科手術

点数変更

変更前		変更後	
6 歯肉歯槽粘膜形成手術		6 歯肉歯槽粘膜形成手術	
イ 歯肉弁根尖側移動術	600点	イ 歯肉弁根尖側移動術	770点
ロ 歯肉弁歯冠側移動術	600点	ロ 歯肉弁歯冠側移動術	770点
ハ 歯肉弁側方移動術	770点	ハ 歯肉弁側方移動術	770点
ニ 遊離歯肉移植術	770点	ニ 遊離歯肉移植術	770点
ホ 口腔前庭拡張術	2,820点	ホ 口腔前庭拡張術	2,820点
		ヘ 結合組織移植術	**840点（新設）**

ポイント

- **歯周病の治療を目的とする場合（FOP、歯肉歯槽粘膜形成術など）SC,SRP終了後3回目のP検査（精密検査）の結果を踏まえ実施する**
- **歯周病の治療を目的としない歯周外科手術**を行う場合、**P検査なく所定点数**で算定
- **イ～ハ**は**１歯単位**、**ニ～ヘ**は**手術野単位**で算定

I010　歯周病処置　（14点）

要件変更

(1)歯周病処置は、歯周病の症状の改善を目的として、
歯周ポケット内**へ**特定薬剤を**注入**した場合に、１口腔を単位として算定する。なお、歯周病処置を算定する場合は、使用薬剤名を診療録に記載すること。

→

(1)歯周病処置は、歯周病の症状の改善を目的として、
歯周ポケット**に対して**特定薬剤を**使用**した場合に、１口腔を単位として算定する。なお、歯周病処置を算定する場合は、使用薬剤名を診療録に記載すること。

ポイント

- **注入以外の特定薬剤**も**算定可**

I010 歯周病処置

1. 歯周病処置とは？

- 歯周病処置は、歯周病の症状の改善を目的として、**歯周ポケットに対して特定薬剤を使用した場合**に、**1口腔を単位として算定**する

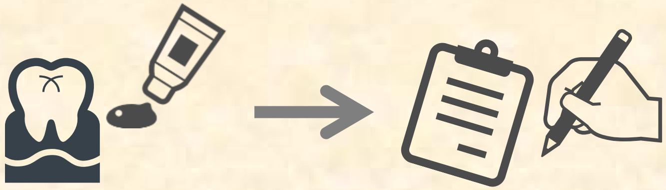

使用した薬剤名はカルテに記載

2. 特定薬剤の拡大

- **テトラサイクリン・プレステロン歯科用軟膏**の使用拡大

＋

- 歯周ポケットに特定薬剤を**使用**する。
  使用＝**注入＋塗布・塗擦**

注入のみ

＋

塗布・塗擦への拡大

咬合調整

処置	傷病名	算定間隔
イ　**一次性咬合性外傷**の場合	MC過高 Brx、Pul、Per 咬合性外傷	**6月**
ロ　**二次性咬合性外傷**の場合	**P、P急発** 咬合性外傷	**6月**
ハ　**歯冠形態修正**の場合	Mal、Perico 咬傷、転位歯 歯牙鋭縁 挺出歯	**6月**
ニ　**レスト製作の**場合	MT 義歯ハセツ	**3月**

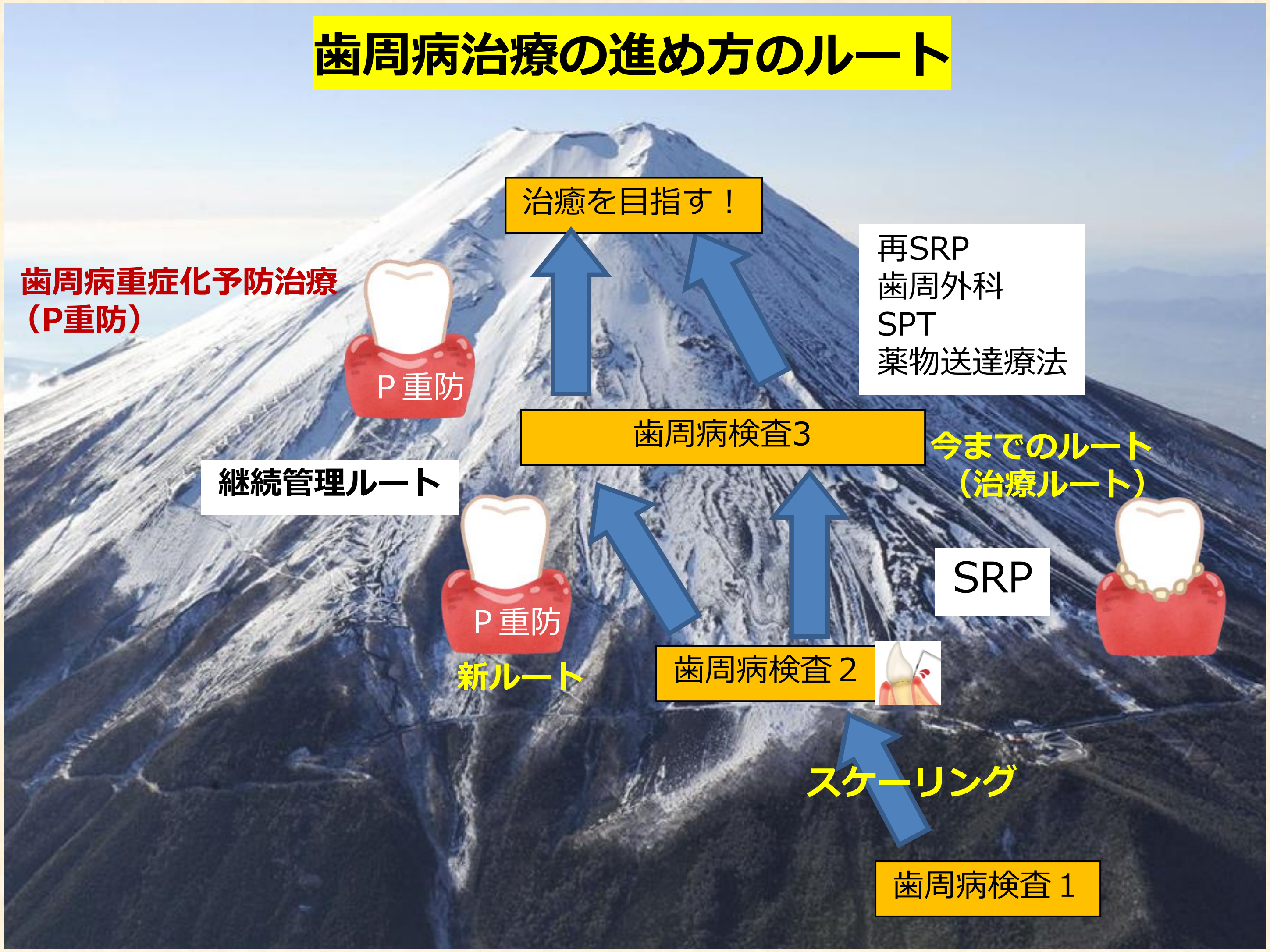
歯周病治療の進め方のルート
治癒を目指す！
再SRP
歯周外科
SPT
薬物送達療法
歯周病重症化予防治療
（P重防）
P重防
歯周病検査3
今までのルート
（治療ルート）
継続管理ルート
SRP
P重防
新ルート
歯周病検査２
スケーリング
歯周病検査１

歯周病安定期治療

SPT

1	１歯以上10歯未満	200点
2	10歯以上20歯未満	250点
3	20歯以上	350点

・歯管、特疾管、歯在管のいずれかを算定していることが必要

・一連の歯周基本治療（SC,SRP）の終了後、３回目のP検査後に
4㎜以上の歯周ポケットがあり一時的に症状が安定した患者が対象

・歯周基本治療、歯清、咬調、ｐ処（特定薬剤は算定可）は算定できない

I011-2 歯周病安定期治療

1	1歯以上10歯未満	200点
2	10歯以上20歯未満	250点
3	20歯以上	350点

要件変更

次の場合は、３月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療は月１回に限り算定する。
イ 歯周外科手術を実施した場合
ロ 全身的な疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合
ハ 全身的な疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合
ニ 侵襲性歯周炎の場合

→

（新設）
歯周病の重症化する恐れのある患者に対して歯周病安定期治療を実施した場合は、**歯周病ハイリスク患者加算**として、**80点** を所定点数に加算する。

次の場合は、３月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療は**月１回**に限り算定する。

イ 歯周外科手術を実施した場合
ロ 全身的な疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合
ハ **糖尿病**の状態により、歯周病が重症化するおそれのある場合
ニ 全身的な疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合
ホ 侵襲性歯周炎の場合

ポイント

- SPT治療**間隔の短縮**の対象に**糖尿病患者**が追加
- **歯周病ハイリスク患者加算**が**新設**
- **口腔管理体制強化加算（口管強）**の施設基準がある場合は**月１回**算定できる

歯周病重症化予防治療

P重防

1	１歯以上10歯未満	150点
2	10歯以上20歯未満	200点
3	20歯以上	300点

- 歯管、特疾管、歯在管のいずれかを算定していることが必要
- ２回目のP検査後に4㎜未満のPDだが、部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態が対象
- ３月に１回 算定可

歯周病重症化予防治療

スケーリング後の歯周病重症化予防治療（G病名の場合）

初 診 → １回目の P検査 → 全ブロック SC → ２回目の P検査

全顎PD４㎜未満

部分的炎症・出血

↓

P重防

↓

治癒

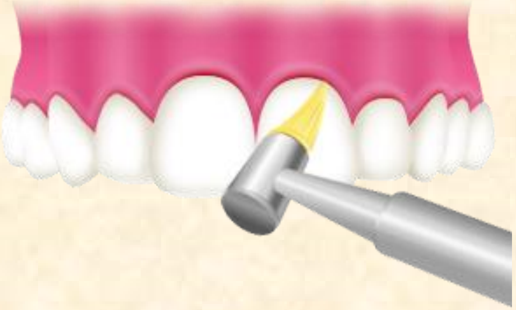

スケーリング後の歯周病重症化予防治療
（Ｐ病名の場合）

初 診 → １回目の Ｐ検査 → 全ブロック SC → ２回目のＰ検査

２回目のＰ検査 → 全顎PD４㎜未満 部分的炎症・出血 → **Ｐ重防**

Ｐ重防 → 治癒

Ｐ重防 → PD４㎜以上出現

２回目のＰ検査 → PD４㎜以上 → PD４㎜以上出現

歯周基本治療 （SRP 等）

SRP、PCur後の歯周病重症化予防治

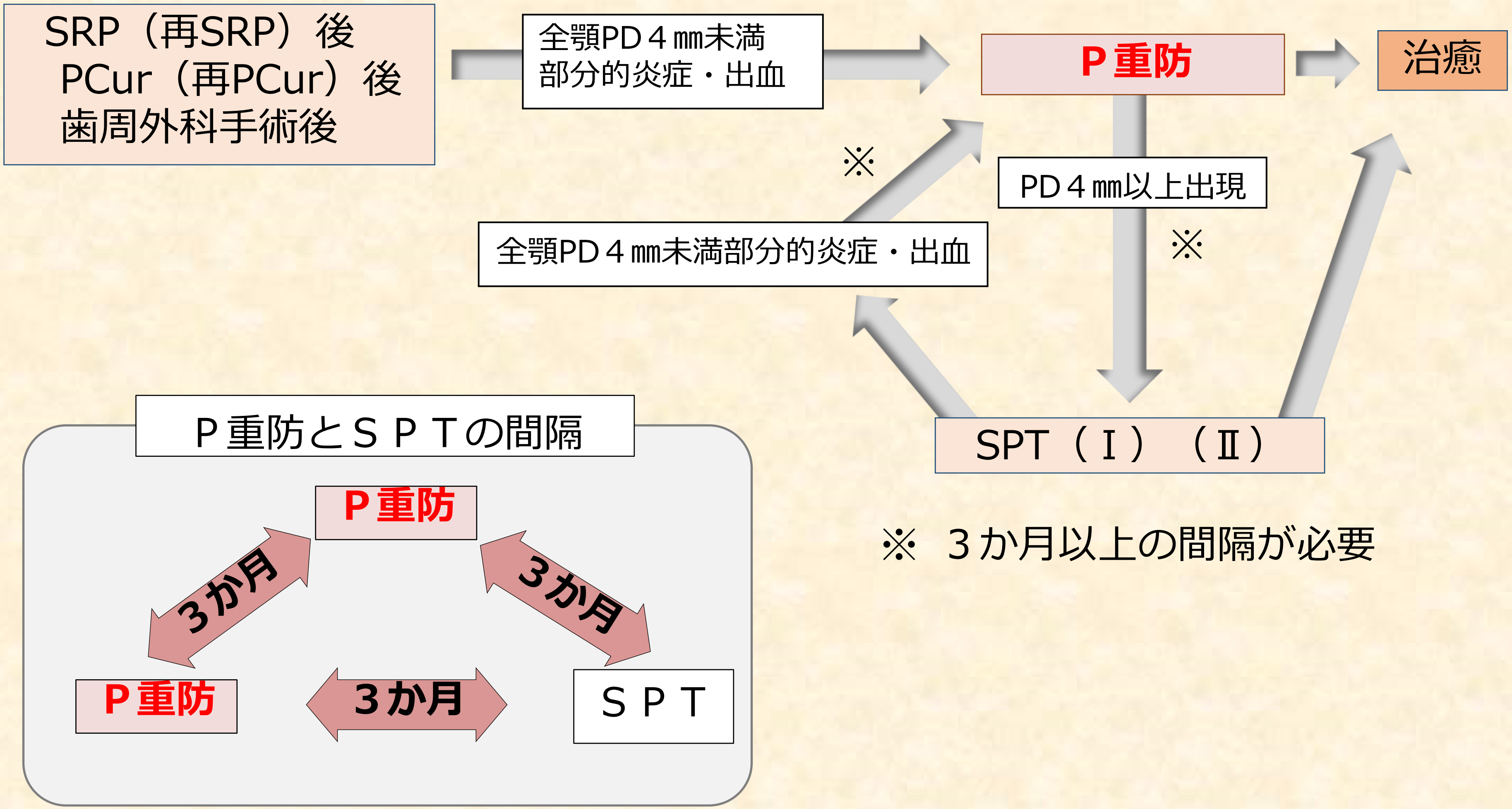

P重防

I011-2-3 歯周病重症化予防治療

1	1歯以上10歯未満	150点
2	10歯以上20歯未満	200点
3	20歯以上	300点

要件変更

注2　2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。

→

注2　2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、**小児口腔機能管理料の注3**に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、**歯周病安定期治療を算定した患者**について、一連の治療終了後の再評価の結果に基づき、当該患者に対して、**歯周病重症化予防治療を開始した場合は、この限りでない**。

ポイント

- 口管強の施設基準があればSPTからP重防へ移行した場合、**月1回P重防を算定可**

歯科衛生実施指導料

歯科衛生実地指導料

算定についての注意点

・文書提供は、初回とプラークコントロールの状況や指導内容に変化が有った時に行うが、
変化が無い場合でも3か月に1回は行う。

・文書提供をしないときは、歯科衛生士は業務に関する記録を作成する。

・「疑い病名」における歯科衛生実地指導料は算定できない。

・歯科衛生実地指導料について、傷病名が
「MT」「義歯フテキ」「義歯破損」等の有床義歯に係る治療のみを行っている場合、「顎関節症」「歯ぎしり」のみの場合は算定できない。

・プラークチャート使用以外としては、口腔内カメラにより患者の口腔内をモニターに写す、デジタル写真を活用する、手鏡を使って指摘する等の方法がある。また、提供文書にはプラークの付着状況を記載する。

歯科衛生実地指導料

患者提供文書の写しを
業務記録として扱ってよい

実地指・訪衛指

口腔衛生管理

テスト　患者 様　　　　令和 5 年 9月 15日

歯・歯肉の状態
- □よくみがけています
- □磨き残しがあります（[redacted]部）
- □歯石がついています
- □歯ぐきに発赤・出血・腫れがあります

その他
- □舌苔（舌の汚れ）
- □義歯下粘膜の汚れ
- □その他（　　　　　　　　）

プラークチャート等を用いて**プラークの付着状況**を指摘

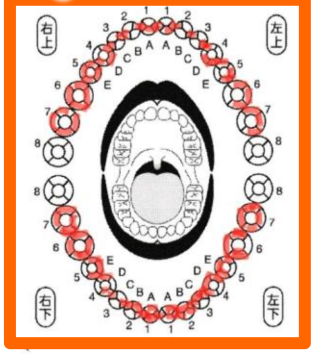

現在（　　）本

プラークスコア
（　　　%）

指導内容

プラークの付着が見られます。特に歯と歯の間の部分に付着がありますので、フロスを活用してください。

画一的ではない指導内容を記載

保険医療機関名 所在地・電話番号	
担当	歯科医師 川歯 太郎　歯科衛生士 川崎 花子

時間（10 20 ～ 10 42）

15分以上の実地指導

歯科衛生実地指導料

月日	部位	療法・処置	点数
9/15	7┼7 7┼7	歯科衛生実地指導1	80
		実施時刻10:20〜10:42	
		歯科衛生士:川崎花子	
		染め出しによるプラークの残存部位を確認、その部位への歯ブ	
		ラシの当て方を指導するよう指示	

当該指導を行った**歯科衛生士の氏名**を記載する

歯科衛生士に**指示した内容**を記載する

B001-2 歯科衛生実地指導料

歯科衛生実地指導料１　80点
歯科衛生実地指導料２　100点

新設・要件変更

(4)（前略）患者自身によるプラークコントロールの状況や指導の内容に変化があったとき等に行うこととするが、当該指導の内容に変化がない場合はこの限りではない。ただし、その場合においても3月に1回以上は当該指導の内容を文書により提供する。

→

口腔機能指導管理加算　＋10点

口腔機能発達不全又は口腔機能低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、**口腔機能指導加算として、10点**を所定点数に加算する。

(4)（前略）患者自身によるプラークコントロールの状況、指導の内容に変化があったとき又は指導による改善が認められないとき等に必要に応じて行うこととするが、この場合においても**6月に1回**以上は当該指導の内容を文書により提供する。

(9) 口腔機能指導加算は、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が以下のいずれかに該当する指導を行った場合に算定する。
ア　口腔機能の発達不全を認める患者に対して行う正常な口腔機能の獲得を目的とした実地指導
イ　口腔機能の低下を認める患者に対して行う口腔機能の獲得又は維持・向上を目的とした実地指導

(11) 歯科口腔リハビリテーション料3を算定した日において、注3に規定する口腔機能に係る指導を実施する場合であって、その指導内容が**歯リハ３で行う指導・訓練の内容と重複する場合は、当該加算は算定できない**。

ポイント

- **口腔機能発達不全、口腔機能低下症**の患者に対して行った場合**10点加算**
- 「**口腔機能管理中**」の病名で加算の算定可能
- **文書提供**は**6月に1回**でOK
- **歯リハ３**と指導内容が重複する場合は**同日算定不可**

B001-2　歯科衛生実地指導料

1．疑義解釈

問

歯科衛生実地指導料の注３に規定する口腔機能指導加算について、「口腔機能の発達不全を認める患者」又は「口腔機能の低下を認める患者」に対して指導を行った場合に算定できることとされているが、**病名が口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の場合のみ算定可能なのか**。

答

■検査の結果、口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の確定診断には至らなかったが、口腔機能管理の必要性があり口腔機能管理を実施する場合は当該加算を算定可能である。**この場合の傷病名は、「口腔機能管理中」として差し支えない**。

問

歯科衛生実地指導料及び訪問歯科衛生指導料において、患者に提供する文書に指導を行った歯科衛生士の氏名を記載することとされているが、**必ず姓名双方の記載が必要なのか**。

答

■カスタマーハラスメントの防止等の観点から、**名字のみの記載とすることは可能**。

歯周治療用装置

歯周治療用装置

歯周精密検査を実施した患者に対し算定できる。
P病名で算定（MT病名ではありません）

●冠形態　50点
・ポンティック部分も算定可。
・印象採得、咬合採得、試適、装着は算定不可

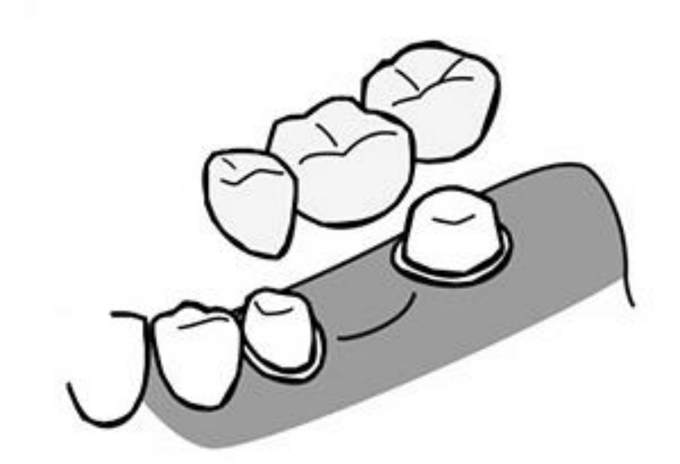

３歯症例　150点（50点×3）
算定可

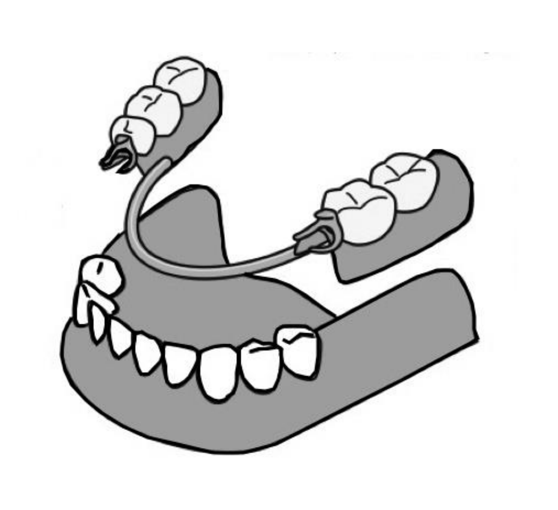

歯周治療用装置床形態　750点

以下それぞれ算定可
バー、クラスプ、人工歯

注）印象採得、咬合採得、仮床試適、装着 は
算定不可

※鉤歯が抜歯になった場合、修理・増歯・増床が算定できないため注意が必要。

751	2456
32	34

歯周治療用装置冠形態

④①	1②3④⑤6⑦
③②1	12③

歯周治療用装置床形態

76532	
7654	4567

ご清聴ありがとうございました